

建築関係設計事務所詳細調査票作成要領

(令和5・6年度建築関係建設コンサルタント業務 技術者変更等)

建築関係建設コンサルタント登録されている技術者に変更等がある**秋田県内に本店を有する設計事務所**につきましては、事務所の現況について詳細調査票（様式7）をご提出くださるようお願いいたします。

また、記入に当たっては次のことにご留意ください。

1. 設計事務所の所属技術者等について

(1) 事務所の建築技術職員

- ・複数の資格を有する職員は、いずれか一つの資格（評価してもらいたい資格）の保有者として記入してください。
- ・建築士法第23条の3第1項に規定する登録簿に登録された者について、記入してください。

(2) 建築技術職員の資格詳細

- ・所属建築技術者の保有関連資格を記入してください。（重複記入可）
- ・建築士法第23条の3第1項に規定する登録簿に登録された者について、記入してください。

(3) その他の資格詳細

- ・所属技術者等（建築コンサルタント業務分野の代表、担当役員及び担当職員（社員））の保有関連資格を記入してください。（重複記入可）
- ・その他の資格のうち、建築設備士及び建築積算士については、資格を証明する書類の写しを提出してください。

2. 実績について

(1) 建築関係の受注実績

- ・直前営業年度2ヶ年間の実績を記入して下さい。
- ・建築関係建設コンサルタント業務（建築士法第23条第1項に規定する業務に限る。以下「設計等業務」という。）の実績額は、申請書様式1-3 3. 建設コンサルタント業務等実績高（設計等業務の実績高に限る。）と同じ額を記入してください。

3. 指名停止の状況について

- ・令和3・4年度秋田県建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿登録期間内（令和3年5月1日から令和5年4月30日まで）に、秋田県から指名停止を受けた履歴について記載してください。

4. [様式7] の提出方法について

- ・[様式7] Excel ファイルをダウンロードして、必要事項を入力の上添付ファイルで次により**秋田県建設部営繕課**へeメールで提出してください。なお、印刷したものを提出する必要はありません。
 - ①提出先eメールアドレス **Eizenka@pref.akita.lg.jp**
 - ②メールの件名（題名）は、【R5・6建築関係コンサル（様式7）＋設計事務所名】としてください。例 R5・6建築関係コンサル（様式7）秋田営繕設計事務所
 - ③データの入力以外は、エクセルシートの書式は一切変更しないでください。
- ・資格を証明する書類（写）の提出については、[様式7]と一緒にeメールにファイル（pdf形式）を添付して提出してください。

5. 調査後の手続きについて

- ・提出された調査票により技術力等の評価を行い、「営繕工事設計者評価名簿」に登載します。
- ・「営繕工事設計者評価名簿」は、条件付き一般競争入札等において用いられますので御留意ください。
- ・評価結果の評価点については、申請者へ直接通知します。
- ・「**営繕工事設計者評価名簿**」は、令和5・6年度適用期間内において**技術者の変更等は提出により改正**されます。改正による**評価結果の評価点については、申請者に直接通知**しますが、評価点に変更がない「営繕工事設計者評価名簿」の登載者には通知しません。
- ・今後の業務委託の発注案件において、評価名簿及び評価点を公表する場合もありますので御了承願います。

○本要領（様式7）に関する問い合わせ先

秋田県建設部営繕課 調整・建築チーム （TEL018-860-2582）